

## 我が国における主要な行政調査

運用機関	法律	行政調査権限		
		審尋・質問・報告徴収	検査	提出命令
公正取引委員会	独占禁止法	(47条1項1号)	(47条1項4号)	(47条1項3号)
金融庁 (証券取引等監視委員会)	証券取引法 (証券会社等に対する調査)	(59条)	(59条)	(59条)
	証券取引法 (課徴金に係る事件の調査)	(177条1号)	(177条2号)	×
税関	関税法	(105条1項)	(105条1項)	(105条1項)
国税庁	所得税法	(234条1項)	(234条1項)	×

= 規定あり  
 × = 規定なし

## 独占禁止法

- 第四十七条** 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。
- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
  - 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
  - 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
  - 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

## 証券取引法

- 第五十九条** 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその総株主の議決権の過半数を保有する銀行等（以下この項において「子特定法人」という。）若しくは当該証券会社を子会社（第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この条及び第六十五条の二第十項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定法人にあつては、当該証券会社の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定法人若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定法人にあつては当該証券会社の財産に関し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。
- 2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社の主要株主（第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）又は証券会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第三十三条の二から第三十三条の四までの届出若しくは措置若しくは当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書

類その他の物件の検査（第三十三条の二から第三十三条の四までの届出若しくは措置又は当該証券会社の営業若しくは財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十二条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社の親銀行等（第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この項において同じ。）若しくは子銀行等（同条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

**第一百七十七条** 内閣総理大臣は、第一百七十三条第一項、第一百七十四条第一項又は第一百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

## 関税法

**第二百五条** 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税定率法 その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積み込まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方

式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を呈示させ、若しくは提出させること。

二 前号に掲げる貨物についての帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四号の二及び第五号において同じ。)を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと。

三 第四十三条の四(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)(第六十二条(保税工場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)、第六十一条第三項(保税作業のため保税工場から出す外国貨物の検査)(第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第二項(保税展示場に入れる外国貨物に係る検査)、第六十三条第二項(保税運送)、第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)、第六十七条の十一第三項(輸出の許可の取消し)又は第七十六条第一項ただし書(郵便物の検査)に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供させること。

四 外国貿易船等若しくは外国貨物を積み、若しくは積み込もうとしている外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機に乗り込み、又は保税地域に出入する車両の運行を一時停止させること。

四の二 輸出された貨物について、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱つた通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者に質問し、又は当該貨物についての帳簿書類を検査すること。

五 関税定率法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)又は第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた貨物若しくは同項の規定による関税の払戻しに係る貨物若しくは同条第六項の規定による関税の控除に係る貨物、これらの製品若しくは製造用機械器具又はこれらについての帳簿書類を検査すること。

六 輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱つた通関業者、当該輸入の委託者、不当廉売(関税定率法第八条第一項に規定する不当廉売をいう。)された貨物(同条第三十六項の

規定により不当廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。)の国内における販売を行つた者その他の関係者に質問し、又は当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査すること。

## 所得税法

**第二百三十四条** 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十二条第九号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第二百二十三条第一項(確定損失申告)、第二百五条第三項(年の途中で死亡した場合の確定申告)若しくは第二百二十七条第三項(年の途中で出国をする場合の確定申告)これらの規定を第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者
- 二 第二百五条第一項(支払調書)に規定する調書又は第二百二十六条から第二百二十八条の二まで(源泉徴収票等)に規定する源泉徴収票、計算書若しくは調書を提出する義務がある者
- 三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者